

## 有識者会議開催概要

アクションプランの策定にあたり、策定に係る必要な事項を検討する場として「沼津市民間活力を生かした公園アクションプラン有識者会議」を設置し、全2回の有識者会議を開催しました。

### (1) 委員名簿

氏名	備考(専門分野等)
かわぐち りょうこ 川口 良子	合同会社デザイン・アープ 代表社員 豊橋技術科学大学非常勤講師 沼津市パークマネジメントプラン有識者検討委員会委員長 専門分野：都市計画、地域づくり、一級建築士 等
いまいし よしとも 今西 良共	岐阜県立国際園芸アカデミー学長 前名古屋市緑政土木局緑地部長 専門分野：都市緑地計画、ランドスケープデザイン、パークマネジメント 等
いいくら きよた 飯倉 清太	特定非営利活動法人NPOサプライズ 代表理事 ドットツリープロジェクトデザイン 伊豆食べる通信 編集長 専門分野：市民参加、まちづくり、事業企画 等

### (2) 開催概要

開催回	日時	議事
第1回	平成31年2月12日(火) 13時～15時	<ul style="list-style-type: none"> <li>公園アクションプラン及び民間活力導入における事例手法について</li> <li>対象公園の選定及び民間活力導入方針</li> </ul>
第2回	平成31年3月12日(火) 13時～15時	<ul style="list-style-type: none"> <li>前回意見と対応内容の確認</li> <li>モデル公園における事業手法の検討</li> <li>実践に向けて</li> </ul>

【第1回有識者会議】



【第2回有識者会議】



# 用語集

## 【あ行】

### 運動公園

都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積15～75haを標準として配置する。

## 【か行】

### 街区公園

主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、1箇所当たり面積0.25haを標準として配置する。(標準誘致距離は250m)

### 官民連携

民間の持つ多種多様なノウハウ・技術を活用することにより、行政サービスの向上、財政資金の効率的使用や行政の業務効率化等を図ろうとする考え方や概念。

### 管理許可

都市公園内において、公園管理者以外のものが公園施設を管理しようとするときに必要となる公園施設の管理許可申請のこと。

### 行政処分

行政機関が国民に対し、法規に基づいて権利を与えたり義務を負わせたりすること。営業の認可、租税の賦課など。

### 近隣公園

主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、1箇所当たり面積2haを標準として配置する。(標準誘致距離は500m)

### 行為許可

都市公園において、行商、募金その他これらに類する行為、業として行う写真又は映画の撮影その他これらに類する行為、興行を行うこと、競技会、展示会、集会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用する場合には、公園内行

為許可を受けなければならない。これらの行為をする場合は、公園内行為許可申請の手続きが必要となり、公園内行為許可申請書を提出し、内容の審査を受け、その行為が公園の利用に支障を及ぼさないと認められる場合に限り、条件等を付けて許可される。

## 公園愛護会

市の「公園愛護会制度」に基づき、都市公園の清掃・除草などの日常的な管理等を目的として、自治会や子供会の地縁組織などの地域住民等を中心に組織された団体のこと。

## 交流人口

観光や流行などの話題によりその地域に訪れた（交流する）人のこと。

## 【さ行】

### サウンディング

民間事業者から広く意見、提案を求め、「対話」を通じて市場性等を把握する調査。

### 市街化調整区域

市街化を抑制すべき区域のこと。市街化調整区域の中では、農林漁業用の建物の建築や、一定規模以上の計画的開発以外は許可されない。

### 指定管理者制度

公の施設の管理運営に関する権限を、条例に基づいて指定された者に委任する制度。平成15年6月の地方自治法改正により制度化され、従来は公共団体や財団法人などでなければ公の施設の管理運営を受託できなかったものが、NPOや民間企業などの民間事業者による管理運営もできることとなった。

### 社会実験

新たな施策を本格的に導入する前に、場所や期間を限定して地域の方々とともに試行する取り組み。社会実験の実施により、新たな施策の課題や効果などを、本格導入の前に把握することができる。

### 借地借家法

借地権の効力・更新や、建物の賃貸借契約の更新などについて規定した法律。従来の借地法・借家法・建物保護法の三法を統合して平成3年に制定、翌年施行。この法律で定期借地権が新設された。

## 収益施設

Park-PFI（公募設置管理制度）において民間企業が設置するカフェなどの収益が発生する施設を指す。

## 住区基幹公園

歩いていける範囲の居住者の安全や健康的な生活環境、休養、レクリエーションの場として利用させる公園を指し、「街区公園」、「近隣公園」、「地区公園」が該当する。

## 使用許可制度

公園を使用・占用するなどの行為を行う場合は、公園管理課にそれぞれの許可申請を提出し許可を得てから実行すること。場合によっては使用料金などが発生する場合がある。

## 商業地域

銀行、映画館、飲食店、百貨店などが集まる地域。住宅や小規模の工場も建てられる。

## スパイラルアップ

品質管理用語の「スパイラルアップ」とは、PDCAサイクル「P（Plan：計画）D（Do：実施）C（Check：評価）A（Act：処置）」において、最後の「A（Act：処置）」での改善内容を「P（Plan：計画）」へ反映させることにより、管理マネジメントを継続的に向上させることを意味している。

## 設置管理許可

都市公園内において、公園管理者以外のものが都市公園に公園施設を設け、管理しようとするときに必要となる公園施設の設置管理許可申請のこと。

## 占用許可制度

申請に基づき国又は地方公共団体が許可を与えることにより、都市公園内において、公園管理者以外の者が、法に規定する公園施設以外の工作物やその他の施設等を設けて占用することができる制度。

## 総合公園

都市住民全般の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積10～50haを標準として配置する。

## 【た行】

### 第1種低層住居専用地域

低層住宅のための地域。小規模なお店や事務所をかねた住宅や、小中学校などが建てられる。

### 第2次沼津市都市計画マスタープラン

都市計画法第18条の2にもとづき、地域の特性や住民の意向を踏まえつつ、「将来どんなまちを目指すのか」、「どんなところに力を入れていくのか」を、明らかにする計画のこと。

### 第4次沼津市総合計画

沼津市の行政運営の総合的な指針となる、本市の最上位計画のこと。将来都市像「人と環境を大切にす県東部広域拠点都市・沼津」を掲げ、その実現のためのまちづくりの方針等を位置付けた計画である。

### 地方自治法

日本国憲法と同時に施行された地方自治に関する基本法。

都道府県を市町村と同格の地方公共団体とし、知事、市町村長の公選、地方議会の権限の拡大、住民の直接請求権など、団体自治および住民自治を拡充し、中央政府の官僚統制を廃して技術的な助言、勧告にとどめることとした。

### 中心市街地活性化

中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するため、中心市街地活性化の推進に関する法律（平成10年6月3日法律第92号）に基づき、市町村が策定した中心市街地活性化基本計画を内閣総理大臣が認定を行う制度。

### 定期借地権方式

事業者土地の活用の企画と併せ、施設等の設計、建設、管理運営を委ねる方式。

### 定住人口

その地域に住んでいる人。

## 低未利用地

適正な利用が図られるべきであるにもかかわらず、利用されていない「未利用地」と、周辺地域の利用状況に比べて利用の程度（利用頻度、整備水準、管理状況など）が低い「低利用地」の総称。

## 独立採算制

PFI事業の事業類型の一つ。民間事業者が、自ら調達した資金により施設を設計・建設し、維持管理及び運営を行い、施設利用者からの料金収入のみで資金を回収する事業類型。

## 都市基幹公園

市全域の住民が利用することを目的とした公園で「総合公園」、「運動公園」が該当する。

## 都市機能誘導区域

都市機能誘導区域は、医療、福祉、商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域である。

## 都市公園

国または地方公共団体が一定区域内の土地の権限を取得し、目的に応じた公園の形態を創り出し、一般に公開する造営物公園の一つ。

## 都市公園法

都市公園の設置と管理に関する基準などを定めて、都市公園の健全な発達をはかり、公共の福祉の増進に資することを目的とする法律。

## 都市緑地法

良好な都市環境の形成を図るため、緑地の保全や推進のため緑の基本計画を定め、緑地保全地域、特別緑地保全地区、緑化地域を都市計画に定めることができる法律。

## 【な行】

## 沼津市環境基本計画

地球温暖化をはじめとする環境問題が深刻化している中、沼津市が低炭素社会や循環型社会及び自然共生社会の実現を目指し、市民、事業者、市が一体となって取り組みを進めていく上での指針となる計画のこと。

## 沼津市公共施設マネジメント計画

将来に渡り公共施設を安心かつ便利に使い続けていくために、将来の本市の姿を見据え、公共施設等の量やサービスを最適化していくための計画のこと。

## 沼津市都市公園条例

都市公園法(昭和 31 年法律第 79 号)その他政令で定めるもののほか、市が設置する都市公園の管理及び運営について必要な事項を定めている。

## 沼津市パークマネジメントプラン

行政、市民、民間事業者などが互いに連携し、積極的に公園緑地を利活用し、運営管理に関わることで、公園緑地がより多面的役割を發揮し、暮らしに豊かさを提供するとともに、沼津市が抱える公園の維持管理に関する課題に対応していくことを目指し、指針となる方針と取り組み内容をまとめた計画のこと。

## 沼津市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン、沼津市まち・ひと・しごと創生総合戦略

まち・ひと・しごと創生法に基づく計画で、想定される人口減少を軽減し一定の人口を確保するため、目指すべきまちの姿やその実現のための具体施策等を位置付けた計画のこと。

## 沼津市緑の基本計画

都市緑地法に基づく、緑地の保全・整備や、緑化の推進等に関する基本的な計画のこと。

## 沼津市立地適正化計画

都市再生特別措置法に基づき、居住や医療・福祉・商業、公共交通等の様々な都市機能を誘導し、立地の適正化を図ることで、都市計画マスタープランで示した都市の将来像の実現を図る計画のこと。

## 沼津ランニング&スキルズステーション

沼津の街ならではの絶好の環境を生かし、中央公園や狩野川沿いで日常的にランニングやウォーキング、フィットネスなどの活動を楽しむライフスタイルを提案することで、沼津の街に新たな目的で来街する人たちをもっともっと増やしていこうという趣旨で創られた。

## 【は行】

### Park-PFI（公募設置管理制度）

平成29年の都市公園法改正により新たに設けられた、飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する「公募設置管理制度」のこと。

都市公園における民間資金を活用した新たな整備・管理手法として「Park-PFI」（略称：P-PFI）と呼称。

### パークマネジメント

パークマネジメントとは、目指す公園づくりの基本理念と目標を達成するため、従来の行政主導の事業手法から転換し、市民・NPO・企業と連携しながら市民の視点にたって整備、管理していくこと。

### パークマルシェ認定制度

市が収益活動や収益事業を認定した事業者に対し、活動の認定制度と報奨制度を組み合わせ、活動実績レベルに合わせた認定マークを配布する制度。

### PDCA サイクル

Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Act（改善）を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する手法。

### P-PFI 推進ネットワーク

公民相互の情報を一元的に収集・発信することにより、初期段階における制度の周知・普及と事業の実現化に寄与することを目的とした「公募設置管理制度」(Park-PFI)に係る情報のプラットフォームを目指している取り組み。

### PFI

公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うこと。（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）

### PFI 法

平成11年7月に制定された我が国においてPFIを実施する上で基本となる法律（平成11年9月施行）。PFIの理念、手続、財政上の支援措置、規制緩和の促進等を定めている。



## PPP

行政と民間がパートナーを組んで事業を行う、「官民連携」の形。(パブリック・プライベート・パートナーシップ)

## PPP/PFI 推進アクションプラン

内閣府が作成しているPFI公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図ることを推進するための行動計画。

## 半屋外空間

屋外と屋内の中間的な場所のこと。半屋外空間は外部のようで内部の居心地の良さがあり、内部のようで外部の開放感を感じられるという、内外のいいところ取りをしたとも言える空間。

## 包括的指定管理

市が指定した民間企業に都市公園の維持管理を一括して行ってもらう管理方法。

## 【ま行】

### 民間活力

民間事業者の資金力や事業能力のこと。

## 【や行】

### 用途地域

住居、商業、工業など市街地の大枠としての土地利用を定めるもので、13種類ある。用途地域が指定されると、それぞれの目的に応じて、建てられる建物の種類が決められる。